

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）文芸部門運営要員輸送業務仕様書

1 業務名

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）文芸部門運営要員輸送業務

2 業務期間

令和7年6月14日（土） 10時30分～16時30分

3 目的

第49回全国高等学校総合文化祭（かがわ総文祭2025）文芸部門文学研修のリハーサルで県内各地を巡回する必要があるため、ジャンボタクシーによる運営要員の輸送を行う。

4 業務概要

次の4コースにおいて、必要なジャンボタクシーを手配し、輸送を行う。

(1) 高松コース 乗車人数 最大18名（ジャンボタクシー2台）

ユープラザうたづ(綾歌郡宇多津町浜六番丁88)から香川県立文書館、屋島山頂まで送迎（往復）

10時30分 ユープラザうたづ 出発

※高速使用（坂出IC→高松中央IC）

11時15分 香川県立文書館（高松市林町2217-19） 到着

13時00分 香川県立文書館 出発

13時30分 屋島山頂（高松市屋島屋島東町1784-6） 到着

15時30分 屋島山頂 出発

※高速使用（さぬき三木IC→坂出IC）

16時30分 ユープラザうたづ 到着

(2) 五色台コースA 乗車人数 最大9名（ジャンボタクシー1台）

ユープラザうたづ(綾歌郡宇多津町浜六番丁88)から白峯寺、五色台少年自然センター、香川県立東山魁夷せとうち美術館まで送迎（往復）

10時30分 ユープラザうたづ 出発

11時05分 白峯寺（坂出市青梅町2635） 到着

12時10分 白峯寺 出発

12時30分 五色台少年自然センター（高松市生島町423） 到着

13時30分 五色台少年自然センター 出発

14時15分 香川県立東山魁夷せとうち美術館（坂出市沙弥島224-13） 到着

16時15分 香川県立東山魁夷せとうち美術館 出発

16時30分 ユープラザうたづ 到着

(3) 五色台コースB 乗車人数 最大9名（ジャンボタクシー1台）

ユープラザうたづ(綾歌郡宇多津町浜六番丁88)から瀬戸内海歴史民俗資料館、五色台少年自然センター、香川県立東山魁夷せとうち美術館まで送迎（往復）

10時30分 ユープラザうたづ 出発

11時20分 瀬戸内海歴史民俗資料館（高松市亀水町1412-2） 到着

12時20分 瀬戸内海歴史民俗資料館 出発

12時40分 五色台少年自然センター（高松市生島町423） 到着

13時30分 五色台少年自然センター 出発

14時15分 瀬戸内海歴史民俗資料館（高松市亀水町1412-2） 到着

16時15分 香川県立東山魁夷せとうち美術館 出発

16時30分 ユープラザうたづ 到着

(4) 善通寺・金刀比羅宮コース 乗車人数 最大9名 (ジャンボタクシー1台)

ユープラザうたづ(綾歌郡宇多津町浜六番丁88)から善通寺、金刀比羅宮まで送迎 (往復)

10時30分 ユープラザうたづ 出発

11時00分 善通寺 (善通寺市善通寺町3丁目3-1) 到着

13時40分 善通寺 出発

14時00分 金刀比羅宮 (仲多度郡琴平町892-1) 到着

【復路】

16時00分 金刀比羅宮 出発

16時30分 ユープラザうたづ 到着

5 その他

- (1) 車両調達や輸送に係る高速料金等、その他本業務に係る一切の費用は受注者の負担とする。
- (2) 4の運行スケジュールは一部変更になる可能性がある。
- (3) 受託者の都合により4による業務の遂行が難しくなった場合、委託者と協議の上、速やかに代替案を提示すること。
- (4) 業務の実施にあたっては、委託者との打ち合わせを綿密に行い、その指示に従うこと。
- (5) 受託者の過失により第三者に損害を与えた場合には、受託者が損害賠償責任を負うものとする。
- (6) 関係帳簿類や支出証拠書等を整備し、適切な事業運営に努めること。また、それらの関係書類は、事業終了後5年間は保管すること。
- (7) この仕様書に定めがない事項や疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ、決定するものとする。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、実行委員会と協議の上、本業務の一部を委託することができる。

(3) 守秘義務及び受託者の責任

受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本件業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。

万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合や第三者に業務を一部委託する場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

(4) 不当介入における通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(5) 立入検査等

実行委員会は、本業務の執行適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ又は事務

所に立ち入り、関係帳簿類その他物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

7 業務の継続が困難となった場合の措置について

実行委員会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により本業務が困難となった場合

実行委員会は、受託者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合、契約の取消しができる。この場合、実行委員会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により本業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、実行委員会及び受託者双方の責に帰することができない事由により本業務の継続が困難となった場合、本業務の継続可否について協議するものとする。

また、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

8 問い合わせ先

(1) 契約事務に関すること

第49回全国高等学校総合文化祭香川県実行委員会事務局

(香川県教育委員会事務局全国高校総合文化祭推進室内)

〒760-8582 高松市天神前6-1 TEL 087-832-3772

E-mail kagawa-soubunsai2025@pref.kagawa.lg.jp

(2) 業務内容に関すること

第49回全国高等学校総合文化祭 文芸部門 代表委員 大西 健太

(香川県立善通寺第一高等学校内)

〒765-0013 香川県善通寺市文京町1-1-5

TEL : 0877-62-1456 FAX : 0877-62-1730